

議案第十一号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月二十四日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四第一項第一号中「百分の十」を「百分の十一」に改め、同項第二号中「一万千  
百円」を「一万二千円」に改める。

付則に次の一条を加える。

（平成二十二年度以降の保険料の減免の特例）

第十二条 当分の間、平成二十二年度以降の第二十四条第一項第二号による保険料の減免につ  
いては、同号中「該当する者（被保険者の資格を取得した日の属する月以後二年を経過する  
月までの間に限る。」とあるのは、「該当する者（」とする。

付 則

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十六条の四第一項の規定は、平成二十二年以後の年度分の保険料について適用し、平成二十一年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明)

国民健康保険の介護分に係る保険料率を改定するとともに、旧被扶養者である被保険者に係る減免措置の期間を改正するため、本案を提出いたします。